

旧南小学校及び旧瀬戸田荻ふれあい館
活用事業者募集 審査基準書

尾道市

目次

第 1	審査基準書の位置付け.....	1
第 2	審査方法.....	1
1	審査方法の概要.....	1
2	本事業に係る事業者選定委員会の設置.....	1
3	審査の手順.....	2
第 3	審査内容.....	3
1	第一次審査（書類審査）.....	3
2	第二次審査（プレゼンテーション）.....	3
第 4	事業候補者等の選定.....	4

第1 審査基準書の位置付け

本審査基準書は、尾道市が、旧南小学校及び旧瀬戸田荻ふれあい館活用事業（以下、「本事業」という。）において事業者の募集及び選定を行うにあたり、最も優れた事業者を選定するための審査方法、審査基準等を示すものであり、旧南小学校及び旧瀬戸田荻ふれあい館活用事業募集要領と一体をなすものです。

第2 審査方法

1 審査方法の概要

本事業における事業者の選定については、事業計画等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとします。

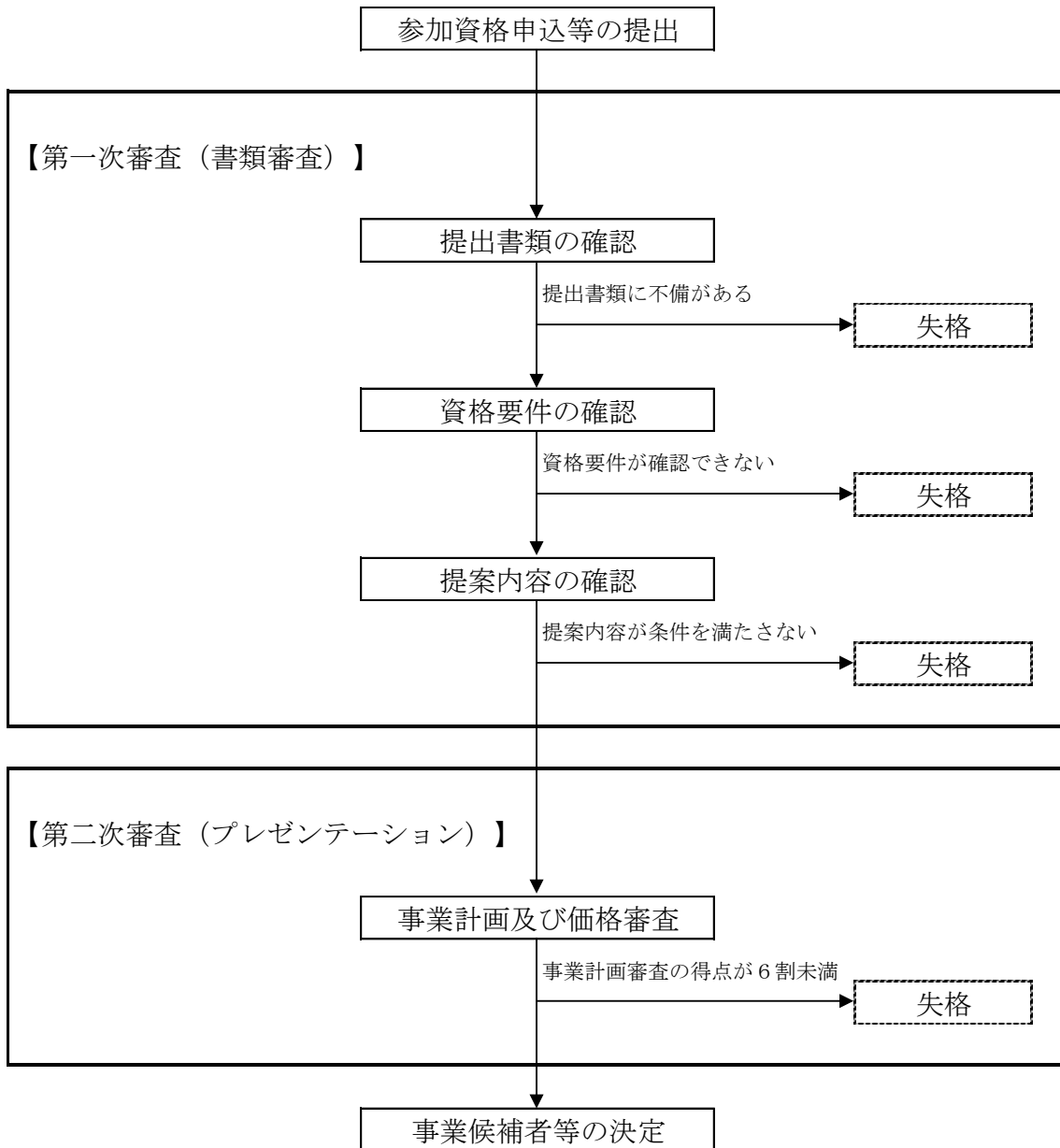
2 本事業に係る事業者選定委員会の設置

尾道市では、事業者の募集及び選定に当たり、応募者からの提案に対して客観的かつ公正な視点から評価を行うため、「旧南小学校及び旧瀬戸田荻ふれあい館活用事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、応募者からの提案を基に、事業候補者及び次点事業候補者の選定を行います。

3 審査の手順

本事業の審査は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定します。



第3 審査内容

1 第一次審査（書類審査）

選定委員会は、応募者から提出された書類を審査し、応募者が実施要領に規定する資格要件等を満たしているかを確認します。

提出書類に不備がある場合又は応募者が資格要件等を満たしていない場合は失格とします。

2 第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにより、以下のとおり提案内容の審査を行い、事業候補者及び次点事業候補者を選定します。

(1) 事業計画審査

事業計画審査の審査項目、評価の視点及び配点は次のとおりです。

審査項目		評価の視点	採点	配点	得点	
事業計画審査	事業の効果	雇用の創出	新たな雇用の創出が見込まれるか。	/4	10点	点
		事業費	十分な事業費（投資額）が見込まれるか。	/4	10点	点
		地域活性化	地域経済への波及効果が見込まれるか。	/4	10点	点
			地域との協調や連携が見込まれるか。	/4	10点	点
	事業の実現性・持続性	事業実績	提案事業と類似の事業実績を有しているか。	/4	10点	点
		開発・運営体制	提案事業の規模に応じた開発・運営体制（会社の規模・資本金・従業員数等）の構築が検討されているか。	/4	10点	点
		資金計画	提案事業の実施に応じた資金調達や収支計画が具体的に検討されているか。	/4	10点	点
		スケジュール	事業スケジュールが適切に検討されているか。	/4	10点	点
	小 計				80点	点

審査項目は4点満点で採点し、その割合に配点を乗じて得点化します。

判断基準
4点……非常に適切・非常に優秀・非常に効果的
3点……適切・優秀・効果的

2点……普通
1点……やや不適切・やや劣る
0点……不適切・劣る

(2) 価格審査

価格審査点は、提案価格を以下の式で得点化します。

なお、算出した値は小数第3位を四捨五入するものとします。

$$\text{価格審査点} = \frac{\text{当該応募者の提案価格}}{\text{最高提案価格}} \times \text{配点 (30点)}$$

(3) 総合評価

各選定委員の事業計画審査の得点の平均及び価格審査の得点合計により、事業候補者及び次点事業候補者を選定します。ただし、各選定委員の事業計画審査の得点の平均が6割（48点）に満たない場合は失格とします。

なお、総合評価点の最高得点者が複数ある場合は、事業計画審査点が上位の者を事業候補者とします。

第4 事業候補者の選定

選定委員会において、事業候補者及び次点事業候補者を選定し、すべての応募者に審査結果を通知します。